

## 1. 「幼保連携型認定こども園の設備・運営基準」及び「地域型保育事業の設備・運営基準」の総則における金沢市独自基準

市の条例による 基準(H27.4から適用予定)		現行の保育所に関する基準	
市条例の検討(案)	国基準	(市) 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の 設備及び運営に関する基準を定める条例 (H24.12制定、H25.4施行)	(国) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (H23.10制定、H24.4施行)
・人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備	(規定なし)	・人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備  第6条第6項 児童福祉施設は、入所している者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。	(規定なし)
・「施設防災計画」の策定 →関係機関との連携、避難体制の整備等 (ただし、幼保連携型認定こども園、小規模保育、事業所内保育に限る。)	【幼保連携型認定こども園】 規定なし 【家庭的保育事業等】 第七条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。  (規定なし)  (規定なし)  【幼保連携型認定こども園】 規定なし 【家庭的保育事業等】 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。  (規定なし)	・「施設防災計画」の策定 →関係機関との連携、避難体制の整備等  第7条 児童福祉施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。  2 児童福祉施設は、入所している者の特性及び当該児童福祉施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における入所している者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。  3 児童福祉施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所している者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所している者に周知するとともに、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。  4 前項に規定する訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、毎月1回以上行わなければならない。  5 児童福祉施設は、第3項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。	第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。  (規定なし)  (規定なし)  2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。  (規定なし)
・文書の保存年限 →苦情処理等の記録を5年保存	(規定なし)	・文書の保存年限 →苦情処理等の記録を5年保存  第19条第2項 児童福祉施設は、入所している者又はその保護者等からの苦情及び相談、入所している者に対する計画その他入所している者の処遇の状況に関する帳簿を整備し、当該帳簿をその完結の日から5年間保存しなければならない。	(規定なし)

## 2. 幼保連携型認定こども園の設備・運営における金沢市独自基準について

### (1) 保育教諭の配置基準（受け持ち児童数）

考え方・コンセプト	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
幼保連携型認定こども園 <国の基準省令>	3 : 1	6 : 1		20 : 1	30 : 1	
保育所 <金沢市の基準条例>	3 : 1	5 : 1	6 : 1	15 : 1	25 : 1	30 : 1 (補助制度で 25 : 1)

#### 【参 考】

幼稚園 <国の設置基準>	各学級（3歳児以上）に1人（参考：1学級35人まで）
--------------	----------------------------

- （参考・職員に必要な資格）
- ・ 保育所…保育士資格（登録）
  - ・ 幼稚園…幼稚園教諭免許
  - ・ 幼保連携型認定こども園…保育士資格（登録）と幼稚園教諭免許の両方  
（ただし、新制度施行後5年間はどちらかの資格で足りる。）

#### 【ワーキングチームでの意見】

- 保育教諭の配置は教育・保育の質に大きく関わるので、現行の保育所の基準を引き継ぐべき。
- 保育所の現場では保育士の確保が難しい現状があり、確保できなければ条例違反となってしまう。5歳児については、当分の間は条例で明文化せず、補助制度による改善促進により条例化を目指せばいいのではないか。

(2) 居室等の面積基準（児童1人あたりの面積）

	乳児室 (0歳児)	ほふく室 (1歳児)	保育室 (2~5歳児)	遊戯室 (2~5歳児)
幼保連携型認定こども園 <国の基準省令>	1. 65㎡	3. 3㎡	合わせて 1. 98㎡ (幼稚園から移行する場合、面積基準なし)	
保育所 <金沢市の基準条例>	5㎡ (※) 市長が認める場合は 3. 3㎡でも可		2㎡	2㎡ (※) 市長が認める場 合は1㎡でも可
	既存の保育所に対する経過措置			
	1. 65㎡	3. 3㎡	合わせて 1. 98㎡	

※ 市長が特に認める場合  
(現行の保育所の基準)

「当該地域と保育所との関わりを考慮して  
市長が特に必要があると認めるとき」

建替え（当該保育所を取り壊し、当該保育所の近隣で保育所を新築する場合も含む。）や増築等を行う保育所が、乳児室又はほふく室の面積にあつては乳児又は満2歳に満たない幼児1人当たり5平方メートル、遊戯室の面積にあつては満2歳以上の幼児1人当たり2平方メートルを確保することができず、かつ、次に掲げる保育所であるときとする。

- (1) 高齢者施設等との複合施設であるとき。
- (2) 近隣の小学校、児童館等と緊密なつながりを持って運営されているとき。
- (3) 地域住民が主体となって保育所を運営しているとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該地域と保育所との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるとき。

【参 考】

幼稚園 <国の設置基準>	「園舎」の広さの基準はあるが、各部屋の面積基準なし
--------------	---------------------------

【ワーキングチームでの意見】

- 保育所の現場では、乳児室・ほふく室はそれぞれ3.3㎡、保育室と遊戯室は区切りをなくして合わせて2~3㎡という基準にしてはどうかという意見が多い。
- 現在、乳児室等を5㎡で改築する保育所と、市長が認めて3.3㎡で改築する保育所が混在する状態。遊戯室も同じ。高い基準のところは、近年改築した保育所でまだ少数派。面積基準を緩和して、入所可能数を増やし、保育の受け皿を拡大したほうがいいのではないか。
- 認定こども園では、園庭を保育所に比べて広い面積で、敷地内か隣接地に確保しなければならないので、居室等は保育所基準よりも緩やかにしてはどうか。
- 新しい施設であるならば、認定こども園は、保育所と幼稚園それぞれの高い基準に合わせ、あえて基準を下げる必要はない。
- 保育所が認定こども園に移行することにより基準が緩和されるというのは、質の高い保育水準を維持することを目指した保育所の基準とずれが生ずることになってしまうのではないか。
- 保育所と同様の高い水準を基本としつつ、幼保連携型認定こども園では「園庭の面積の確保」と「学級編成に応じた保育室の確保」に配慮する必要があることから、これらのことを条件として、市長が特に認める緩和措置を定めてはどうか。

### (3) 給食の外部搬入と調理室の設置に関する基準

	0歳児～2歳児	3歳児～5歳児
幼保連携型認定こども園 <国の基準省令>	外部搬入× (園内調理のみ) (ただし、提供人数が20人未満で、調理設備がある場合は、調理室不要)	外部搬入○ 外部搬入する場合は、調理室不要
保育所 <金沢市の基準条例>	外部搬入× (園内調理のみ / 調理室必要)	

#### 【参考】

幼稚園 <国の設置基準>	外部搬入○ 調理室を設けるよう努める
--------------	-----------------------

(参考・外部搬入)

- ・ 児童福祉施設における外部搬入は長年禁止され、自園調理が義務づけられていた。(併せて設置された他の社会福祉施設による調理は可能)
- ・ H16・・・構造改革特別区域(特区)内に限り、公立保育所における外部搬入が認められる。
- ・ H18・・・旧幼保連携型認定こども園において、3歳以上の給食について外部搬入が認められる。
- ・ H22・・・私立保育所においても、3歳以上の給食について外部搬入が認められる。

#### 【ワーキングチームでの意見】

- 新しい施設が今からできるのであれば、何もハードルを最初から低く設定する必要はなく、自園調理の大切さを基準とすればよい。
- 幼稚園での給食は外部搬入により行っているところが多く、調理室のある園も少ない。幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行について何らかの配慮があってもいいのではないか。新制度実施後5年程度の経過措置により外部搬入を認めて、その間に調理室を整備する猶予を持たせてはどうか。
- 3歳未満児の給食は、安全面で細心の注意を要するので、国のただし書き(給食提供20人未満で調理室不要)は認めない方がよい。

### 3. 地域型保育事業のうち、小規模保育事業と事業所内保育事業の設備・運営における金沢市独自基準について

#### (1) 保育従事者の配置基準（資格と受け持ち児童数）

区分	小規模保育事業			事業所内保育事業	
	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)	保育所型	小規模型
資格	保育士	保育士1/2以上 (保育士以外には必要な研修を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	保育士	保育士1/2以上 (保育士以外には必要な研修を実施)
	保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可			保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可	
受け持ち児童数	0歳児3:1 1・2歳児6:1 3歳 20:1 4歳以上30:1		3:1 (補助者を置く場合、5:2)	0歳児3:1 1・2歳児6:1 3歳 20:1 4歳以上30:1	
	保育従事する職員を1人追加配置とする			2人を下回ることはできない	保育従事する職員を1人追加配置とする

#### 【ワーキングチームでの意見】

- 本市の保育や幼児教育の需要は、認可保育所や幼稚園、認定こども園で満たすのが基本であり、保育の供給方策として小規模保育事業や事業所内保育事業は補完的なものとして考えるべき。
- 制度上、全ての分類について基準を定めるとしても、小規模保育事業を実施する場合は、保育従事者の全員が保育士資格を持つ「A型」に限定すべき。
- 小規模保育A型の職員配置は、保育所と同じ市独自の高い基準にしたらよいのではないかと、事業者内保育も同じように考えてはどうか。
- 条例基準は国の省令どおりとし、保育所並みの高い基準で保育士を配置するところに対しては補助制度を別途設け、水準の底上げを行うのはどうか。
- 事業所内保育事業は、自社の従業員のための福利厚生事業であり、待機児童解消のため従業員以外の子どもを保育する場合に限り地域型保育給付の対象となるものである。認可保育所や認定こども園による保育を原則とする本市では、待機児童が多くて様々な受け皿を  
活用せざるを得ない大都市と違い、事業所内保育事業を積極的に活用する必要はなく、市独自の上乗せ補助は不要ではないか。

**(2) 居室等の面積基準（児童1人あたりの面積）**

小規模保育事業			事業所内保育事業	
A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)	保育所型	小規模型
	・乳児室又はほふく室 0・1歳児 3.3㎡ ・保育室又は遊戯室 2歳児以上 1.98㎡	・乳児室／ほふく室 0・1歳児 3.3㎡ ・保育室又は遊戯室 2歳児以上 3.3㎡	・乳児室又はほふく室 0歳児 1.65㎡ 1歳児 3.3㎡ ・保育室又は遊戯室 2歳児以上 1.98㎡	・乳児室又はほふく室 0・1歳児 3.3㎡ ・保育室又は遊戯室 2歳児以上 1.98㎡

**【ワーキングチームでの意見】**

- 基本的に国基準でよいと考える。
- 事業所内保育事業の「保育所型」の面積のうち0歳児については、1人当たり1.65㎡というのは狭すぎる。  
 ここは「小規模型」と同じ3.3㎡にすべきでないか。

**(3) 給食の外部搬入に関する基準**

小規模保育事業			事業所内保育事業	
A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)	保育所型	小規模型
・自園調理 ※搬入施設からの搬入可 搬入施設：連携施設、同一の法人、関連法人が運営する小規模保育事業、 事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等				

**【ワーキングチームでの意見】**

- 外部搬入における食事の提供は、どこからでもいいのではなく、保育所などバックアップ施設等に限定されており、  
 国の省令基準のとおりでよいと考える。

※家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業に関する基準については国基準のとおりとする。